平成２１年（フ）第５９２号
静岡県浜松市浜北区於呂2908番地の３
債務者　杉山　朋子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第７８９９号
大阪府門真市東江端町７番28号
債務者　大西　知里
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４６号
大阪府東大阪市川俣本町10番25号　メゾンエトワール203号
債務者　吉川　憲剛
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８６７号
大阪府東大阪市中石切町５丁目12番52号グレースマンション505号
債務者　松下　裕司
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第３４９号
岡山市北区平田150番地115―201
債務者　田中　正幸
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８００号
岡山市南区福成３丁目７番６号
債務者　吉田　　潔
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０１号
岡山市南区福成３丁目７番６号
債務者　吉田フキ子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１９号
秋田県大仙市大曲白金町１番15号
債務者　嶋村　晴昭
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第１３４号
秋田県大仙市戸蒔字松ノ木25番地２
債務者　齋藤　　寿
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月21日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第２８６０号
横浜市泉区中田北３丁目16番５号
債務者　井澤江利子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７０４号
東京都世田谷区千歳台４丁目７―11―103
債務者　五十嵐穣二
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７７９号
東京都葛飾区東金町４丁目24―６―101
債務者　對馬　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０７９５号
東京都墨田区文花１丁目28―36―704
債務者　渡邉　幸藏
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８４７号
東京都中野区本町５丁目40―16―301
債務者　佐藤　嗣剛
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０８８５号
東京都東村山市野口町１丁目27―３―101
債務者　神山　春恵（旧姓鵜野）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０９０３号
埼玉県草加市栄町２丁目１―12―104
債務者　大友みどり
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部